

令和 6 年度東京情報大学公的研究費不正防止計画

R6.09

	不正発生要因	不正防止計画
1. 機関内の責任体系の明確化		
責任体系の明確化	公的研究費は原則、個々の研究者に配分され使用されるため、組織としての責任体系があいまいになりやすい。	<具体的なアクション> ①公的研究費の管理・監査に関する規程を整備し、機関としての責任体制の明確化 ②ホームページ上での責任体制の公開
	機関内における各責任者の異動・交代により組織としての管理の認識が低下してしまう。	<具体的なアクション> ①業務マニュアル化及び点検の励行 ②ノウハウの可視化 ③異動・担当者変更による業務引き継ぎの徹底
2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備		
ルール of 明確化・統一化	公的研究費の管理・監査に係る各種手引き、マニュアル類並びに関連規程等が分かりやすくまとめられていないとルールの効果的な周知が不十分となってしまう。	<具体的なアクション> ①公的研究費管理・監査に関する規程及び各種手引き・マニュアルの整備及び定期的な点検・充実 ②ホームページでの周知 ③コンプライアンス研修
関係者の意識向上	慣例化した公的研究費等の運営・管理は構成員の不正使用に対する意識の希薄化を招いてしまう。	<具体的なアクション> ①公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対するコンプライアンス教育の受講 ②公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する誓約書の提出 ③教職員ポータルを活用した周知
3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施		
不正防止計画の定期的な見直しと周知	不正防止計画の見直しを定期的に実施しないと計画そのものが形骸化し実効性を失わせることがある。また、周知が不十分だと、不正防止対策が十分機能しない事態を招いてしまう。	<具体的なアクション> ①不正防止計画の点検 ②不正防止計画の教職員ポータルによる周知 ③不正防止計画のホームページ上での公表 ④e-Rad 及び関係ホームページ等を通じた日常的情報収集
4. 研究費の適正な運営・管理活動		
物品・役務の発注業務について	外部資金を対象として新たに整備した事務発注体制について、研究者の理解と協力が得られないと、不正、あるいは不適切な公的研究費の使用を招いてしまう。	<具体的なアクション> ①外部資金獲得者に対する説明会の実施 ②コンプライアンス研修会の実施 ③発注・承認・検収プロセスの徹底及び当事者への説明 ④経理担当所管との日常的情報交換・連携 ⑤業務プロセスによる日常的情報点検
	研究者による 50 万円未満の任意発注時において、支出財源が特定されていないと、事務部門での予算執行状況の把握が遅れ、適正な執行管理が担保されなくなってしまう。	<具体的なアクション> ①amazon business 活用による任意発注時の支出財源の特定と事務部門の遅滞ない把握 ②総合情報研究所及び経理担当所管（総務課）との日常的情報交換・連携 ③説明会等での周知

	不正発生要因	不正防止計画
5. 情報発信・共有化の推進		
ホームページの充実	公的研究費の不正防止に関する取り組みをホームページに掲載しているが、定期的に内容の見直しが行われないと、実態と乖離した計画となり、教職員への情報共有と社会への情報公開の双方にその効果が薄れてしまう。	<具体的なアクション> ①コンプライアンス説明会のアンケート結果等を参考にした課題整理 ②公的研究費管理監査委員会による定期的な点検・改善 ③教職員ポータル・ホームページによる情報発信の充実
6. モニタリングの在り方		
モニタリング体制の整備	公的研究費の使用に関する適切なモニタリングがないと不正使用を容認してしまう環境を醸成してしまう危険がある。また、モニタリングの実施に係る周知が不十分であると、モニタリングによる牽制効果が薄れてしまう。	<具体的なアクション> ①公的研究費管理監査委員によるモニタリング体制・事項の点検・周知 ②内部監査室等監査指摘事項の改善・周知 ③法人監事への説明（監査）の改善・周知 ※周知…ホームページ、教職員ポータル等を活用して実施する。
	公的研究費適正管理委員会のモニタリングだけでは大学内の確認にとどまっており、外部からの客観的な評価が欠落している。そのため、不正の見落としなどの危険を生じさせてしまう。	<具体的なアクション> ①公的研究費管理監査委員によるモニタリングの実施等組織内における牽制 ②内部監査室等監査による法人組織としての牽制 ③法人監事への説明（監査） ④①～③指摘事項等に対する改善

東京情報大学
公的研究費適正管理委員会